

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	25 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	14 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から56年3月まで

結婚を機会にA市役所で国民年金の加入手続を行った。保険料額は覚えていないが、夫婦の保険料は、私が一緒に納付書で納付していた。夫婦一緒に納付していたので、夫が納付済みとなっている期間について、私の分だけ未納になっているのはおかしいと思う。納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行って以降、申立期間を除いて、保険料をすべて納付している上、婚姻後は申立人が一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫についても、婚姻後から60歳までの国民年金被保険者期間について未納は無く、申立人の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は昭和56年5月6日に払い出されており、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は、同年3月12日ごろに加入手続を行ったものと推認でき、この時点で、申立期間は現年度納付が可能である。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続の際、さかのぼって保険料を納付できる旨の案内を受けたとき、及び未納期間に対して後日納付書が送付されてきたときには、必ず保険料を納付していたと主張しているところ、オンライン記録によると、申立人は、申立期間の直前の昭和54年度の保険料について昭和57年2月に一括で過年度納付していることが確認できることから、申立期間についても保険料をさかのぼって納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとしているところ、申立期間について、申立人の夫は納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から55年8月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年10月から55年8月まで

私は、育児に専念するため昭和51年8月31日にA事業所を退職し、直ちにB市役所へ行って国民年金の加入手続を行った。その際、付加年金の説明を受けたので、付加保険料も納付する旨を伝えた。4年ほど経過した後、もう定額の保険料納付だけでよいと考え、同市役所にその旨を申し出て付加年金の支払いを停止した。この2回の市役所における手続をよく記憶している。最近になって、この期間の付加納付が記録されていないことを知り、そんなはずはないと強く思っている。詳しく調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B市役所で昭和51年10月29日に国民年金に加入し、定額保険料に加えて付加保険料納付の申出を行い、55年9月20日にこれを辞退するまで付加保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄には、51年10月から61年4月までの任意加入被保険者資格の取得日及び同資格の喪失日が記載され、その下段に、「51.10.29[㊤]」(㊤は朱印)及び「55.9.20 付加納付辞退」と記載されていることが確認できることから、申立人は、同市役所において申立てどおりの手続を行い、申立期間に付加保険料を納付すべき者であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間においてB市役所から送付された納付書が黄色などの明るい色であり、暗い色ではなかったと記憶しているところ、同市によると、申立期間当時、国民年金の定額保険料のみの納付の場合は青色の納付書を送付していたのに対し、定額保険料に加えて付加保険料を納付する場合には黄

色の納付書を送付していたとしており、さらに、申立人は、付加保険料の額についても1か月400円程度であったと記憶していることから、申立人の記憶内容は当時の付加保険料の納付状況と符合し、申立人は申立期間において、定額保険料に加えて付加保険料を納付していたものとするのが自然である。

加えて、申立人は、国民年金に加入した後の期間の保険料はすべて納付済み及び免除期間であり、切替え手続を的確に行うなど、申立人の国民年金に関する意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年9月から49年5月まで
② 昭和56年5月から同年7月まで
③ 昭和58年10月及び同年11月

私は、「ねんきん特別便」が届いたので、年金記録を照会したところ、申立期間①、②及び③の納付記録が無いことが分かった。

申立期間①については、父親に用意してもらった100万円で納付している上、それ以降の申立期間②及び③を含む国民年金の加入手続及び納付については、適正に手続を行い保険料を納付しているにもかかわらず、納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間③については、国民年金の加入手続及び保険料納付を適正に行っていたと主張しているところ、国民年金被保険者台帳によると、申立人は昭和56年8月26日に国民年金の任意加入の手続を行い、国民年金保険料の納付を開始しており、申立期間③前後の期間は納付済みであることが確認できる。

また、申立期間③は2か月と短期間である上、申立期間③当時、申立人には転居など生活状況に特段の変化も見られないことから、申立人が、国民年金に任意加入しながら申立期間③の保険料を納付しないのは不自然である。

2 一方、申立期間①については、申立人は、父親に用意してもらった100万円で国民年金保険料を特例納付したと主張しているが、上記台帳によると、申立期間①は未加入期間であり、制度上、特例納付ができない期間である。

また、同台帳によると、申立人は昭和55年6月26日に夫婦共に第3回特

例納付を行い、その保険料額の合計は63万2,000円であることが確認でき、申立期間①の期間を第3回特例納付として納付した場合の保険料額は、13万2,000円（33か月×4,000円）となることから、その合計額は76万4,000円となることから、「100万円支払った後の残りの金額は、ごくわずかだった。」としている申立人の主張と大きく相違している。

さらに、申立人が所持している特例納付に係る領収書によると、申立期間①直前の昭和39年5月から46年8月までの期間について、55年6月26日に特例納付していることが確認できることから、仮に申立期間①について特例納付を行う場合、特例納付済み後に引き続き当該期間について納付書を分けて作成する合理的な理由も見当たらない。

3 申立期間②については、オンライン記録によると、申立期間②は未加入期間と記録されていることが確認できることから、A市の年金記録照会によると、申立人は昭和56年8月26日に国民年金の任意加入の手続を行っていることが確認でき、国民年金被保険者台帳の記録と一致しており、行政側の事務処理に不自然な点は見られないことから、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付できたとは考え難い。

4 さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月及び同年11月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から51年3月まで

私が、A市B区C町に住んでいたところに、申立期間の保険料をまとめてD銀行で納付した。納付した金額は15万円ほどで、当時の私にとっては大金であったが、この期間の保険料を払えば、年金記録がつながるという督促状が届いて納付したことを鮮明に覚えている。夫に確認したところ、その納付は事後承諾だったことを覚えており、当時、仕事の都合で私よりも先にE国に赴任していた夫にこの納付については相談できなかったことから、昭和54年ごろに納付したと思われる。その保険料を納付したことを証明できるものは処分してしまったが、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る保険料をまとめて納付した時期について、A市B区C町に在住中で、かつ、申立人の夫の海外勤務のため昭和54年12月に同住所からE国に移住する前の時期で、数か月前に赴任していたその夫の不在期間中であったと記憶しているところ、当該時期は、第3回特例納付実施期間(53年7月から55年6月まで)と推認できる上、申立期間は記録上、強制加入被保険者期間とされており、申立人は、申立期間の保険料を特例納付することが可能であった。

また、申立人がまとめて納付したと記憶する保険料額は、申立期間の保険料を特例納付した場合の保険料額とおおむね一致する上、当時、保険料を納付したとする金融機関は国庫金を収納しており、申立人の主張内容には信憑^{びよう}性がうかがえる。

さらに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除いて保険料の未納期間が無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から37年12月まで

国民年金制度の開始前にA市役所の人に来て、私の家の近隣10軒ほどを集めて国民年金の加入を勧奨していた。勧奨には数回来て、近隣の人には加入しなかったが、保険料が100円くらいならということで、私と母親の二人だけは加入した。また、私はB業見習いだったので社会保険に入っておらず、両親の勧めもあって国民年金に加入したことを覚えている。加入手続は、母親が隣組へ話を聞きに行き、その場で親子二人分の手続を行ったと聞いている。加入後は、自宅まで男性の集金人が訪問し、私の分を含めて母親が保険料を払ってくれていた。母親から、「国民年金保険料はすべて支払っているから大丈夫だよ。」と言われていたので、制度開始時から保険料を納付していると思う。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間直後の昭和38年1月から同年3月までの期間及び43年4月から同年9月までの期間は、保険料の納付記録は無く、未納とされていることが確認できるが、同市から転居後のC市の同名簿では、当該期間のいずれも保険料納付済みと記録されている上、A市の同名簿は、申立人の性別が本来女性であるのに対して、男性と誤って記録されていることが確認できることから、同市の同被保険者名簿の記載内容に不備があったことがうかがわれる。

また、申立人の国民年金被保険者原票によると、申立人の氏名が「D（読み名）」のところ、「E（読み名）」と誤って記載されており、当該事項が昭和47年以降に訂正されていると推認される上、性別についても、本来は女性で

あるのに対して男性と誤って記載されており、当該事項も 59 年以降に訂正されていると推認されることから、申立期間当時、申立人は別の人物として扱われていた可能性がある。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された F 社会保険事務所（当時）の同手帳記号番号払出簿は、申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得日（昭和 36 年 4 月）と同払出簿に記載されている払出日（38 年 3 月）が大きく乖離^{かいり}しており、同払出簿の信頼性が疑われる上、同払出簿によれば、申立人の同手帳記号番号は 37 年 12 月 15 日に払い出されたとしているが、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人の加入手続は 36 年 4 月 1 日から 37 年 2 月 5 日までの間に行われたものと推認できることから、申立人は、昭和 36 年度中に加入し、国民年金の制度開始時である同年 4 月から保険料を納付していた可能性がある。

加えて、申立人の国民年金の加入手続及び加入当初の国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の母親は、国民年金制度が開始した昭和 36 年 4 月から 60 歳到達時まで未納期間が無く、すべて保険料を納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から50年12月まで

昭和42年5月に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、既に一緒に生活していた元夫の姉が私の国民年金の加入手続を行い、同居家族と一緒に保険料を納付してくれていた。その後、A市へ転居した際には、元夫が手続を行い、保険料を納付してくれた。また、再びB市に転居した際には、元夫と一緒に市役所へ行き手続を行ったが、保険料は元夫の姉が納付してくれたと思う。申立期間に確かに保険料を納付していたはずなので、詳しく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人は、昭和50年11月6日に初めて任意加入被保険者として資格を取得しており、このころに国民年金に加入したものと推認できるところ、申立期間のうち、50年11月及び同年12月については、加入手続直後の期間であり、任意加入していながら保険料を納付しないのは不自然である上、申立人の保険料を納付してくれていたとする元夫の姉は、49年3月14日に任意加入して以降、当該期間を含めて保険料を納付済みであることから、申立人の保険料についても、元夫の姉と一緒に納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和42年5月から50年10月までの期間については、申立人が国民年金に任意加入する前の未加入期間であり、制度上、任意加入被保険者はさかのぼって保険料を納付することができない上、当該期間に居住していたとするB市及びA市において、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらないことから、申立人が当該期間の保険

料を納付していたとは考え難い。

また、申立人は、当該期間における国民年金の加入手続及び保険料納付について、同居家族であった元夫又はその姉が行ってくれていたとしており、申立人は直接関与していないため、具体的な加入手続及び納付状況が不明である。

さらに、当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 11 月及び同年 12 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和20年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が取得した旨の届出を保険出張所(当時)に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額を、昭和20年4月から21年3月までは130円、同年4月は390円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から21年5月1日まで

私は、昭和20年3月にA学校(現在は、B学校)を卒業し、同年4月1日から23年3月末に退職するまでの間、C社D工場で継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和20年3月にA学校を卒業し、同年4月1日から23年3月末に退職するまでの間、E学校(現在は、F大学)の夜間部に通学しながら、C社D工場に継続して勤務していた。」と主張しているところ、申立人が記憶する元同僚の証言により、申立人が申立期間に同工場に勤務していたことは推認できる上、B学校及びF大学の回答は申立人の主張と一致しており、申立人の供述内容は信ぴょう性が高いものと考えられる。

ところで、C社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和20年2月5日から21年1月14日までに厚生年金保険被保険者資格を取得している者はいない上、申立人と同様に同年5月1日に同被保険者資格を取得している者は80人確認できることから、当該事業所は、一定期間に入社した者をまとめて厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、上記80人のうち、4人は昭和20

年5月1日に、別の一人は同年8月1日にそれぞれ被保険者資格を取得していることが確認でき、上記の被保険者名簿、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）において資格取得日に相違がみられる。これらについては、当該事業所において、21年5月1日に被保険者資格を取得させようとしていた者の中に実際は20年中に入社して同資格を取得させていなかった者が5人判明し、その者については遡^{そきゅう}及して同資格の取得日を同年5月1日及び同年8月1日として届け出たものと考えられる。

また、申立人も、昭和20年中に被保険者資格を取得させるべき対象者に含まれており、当該事業所において上記の5人と同様に資格取得日を遡及して届け出たものと考えられるが、申立人の旧台帳が確認できない。

さらに、C社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を有する複数の元従業員は、「自身が入社したと記憶する時期と厚生年金保険の被保険者資格の取得日は一致している。」と証言していることから、当該事業所では入社日を厚生年金保険の資格取得日として届け出たものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、C社D工場に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、申立人に係る年金記録についても事業主は、申立人が昭和20年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所に対し行ったものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の男性従業員のC社D工場における記録から、昭和20年4月から21年3月までは130円、同年4月は390円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（適用事業所名はB事業所）における資格喪失日に係る記録及びC社D工場における資格取得日に係る記録を昭和38年5月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月16日から同年5月20日まで

私は、昭和37年3月1日にA社（後に、C社。現在は、E社）に入社し、平成16年3月31日に退職するまでの間、継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

E社が発行した在籍証明書、F健康保険組合の記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人はA社及びC社において継続して勤務し（A社本社からC社D工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が所持する昭和38年分給与所得の源泉徴収票の摘要欄に同年5月16日にA社本社から異動したことが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB事業所に係る昭和38年3月の社会保険事務所（当時）の記録により、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が災害により焼失したため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らか

でないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和54年12月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月25日から55年1月1日まで

私は、昭和36年4月1日にA社に入社し、平成15年2月28日に退職するまでの間、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する社員名簿、申立人が所持する給与支給明細書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は同社において継続して勤務し（昭和54年12月25日に同社C支店から同社B支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和55年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格取得日を誤って届け出たとしており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和54年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

兵庫国民年金 事案 1877

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年6月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月から60年3月まで

私の母が、昭和54年6月ごろ、A町役場（現在は、B市）で私の国民年金の加入手続きを行い、毎月婦人会の集金人に父母、姉及び私の家族4人の国民年金保険料を納付していたのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、昭和54年6月ごろに、A町役場で申立人の国民年金の加入手続きを行ったとしているところ、申立人は、そのころに住民票をC県D市に移していたとしていることから、住民登録の無いA町において、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続きを行えたとは考え難い上、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、60年7月26日に払い出されたことが確認できるが、これ以前に同町で別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立人の母親が、父母、姉及び申立人の家族4人の国民年金保険料を毎月婦人会の集金人に納付したとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の姉の国民年金手帳記号番号は、昭和55年7月14日に婚姻後の氏名で払い出されていることが確認できる上、その姉の国民年金被保険者台帳及びB市の国民年金被保険者名簿によると、同年7月1日に20歳到達月である51年*月から53年3月までの期間について、さかのぼって第3回特例納付を行っていることが確認できることから、申立人の主張と相違する。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和60年7月26日の時点において、申立期間のうち大部分は時効により国民年金保険料を納付す

ることができない期間である上、申立期間について、申立人の家族と一緒に国民年金に加入し、保険料を集金人に納付していたとしている隣家の証言者から当時の納付状況を聴取したが、申立期間に係る国民年金保険料の納付を裏付ける具体的な証言は得られなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月まで

私は、父から「年金は、長期間支払っていた方が、60 歳を過ぎるとたくさん受け取れるので、支払った方がいい。」と勧められ、昭和 55 年か 56 年の 4 月ごろに、父が A 市役所で私の国民年金の加入手続を行った。定かではないが、2 年分 24 枚の納付書が郵送されてきたので、私が、56 年ごろから、55 年 4 月以降の保険料を毎月 1 万円ぐらいずつ郵便局や銀行で納付していたのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 59 年 5 月 25 日に払い出されたことが確認でき、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A 市国民年金被保険者カード及び国民年金被保険者台帳によると、申立人は、申立期間直後の昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月までの期間（24 か月）の国民年金保険料について、同年 4 月 25 日に納付を開始して以降、過年度納付を行っていることが確認できるところ、申立人は、国民年金の加入手続を行った後に、定かではないが、2 年分の 24 枚の納付書が郵送され、一月分ずつ過年度納付を行った以外に過年度納付を行っていないとしていることから、申立人の主張する過年度納付を行った期間は、当該期間であったことが推認される。

さらに、上記カードによると、申立人は、昭和 59 年 4 月 12 日に国民年金の加入手続を行ったことが確認できることから、当該時点において、申立期間のうち 55 年 4 月から 56 年 12 月までの期間は、時効により納付することができなかつたものと推認される上、申立期間については、未納と記録されていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月及び同年8月

私は、平成2年9月1日にA社に入社した。その後、自宅へB社会保険事務所（当時）から電話があり、「2か月分の国民年金保険料の未納があるので支払って下さい。」と言われた。母によると、非常に生活が苦しい時期だったが、生活費を工面して現金書留で定額保険料と付加保険料を併せて2か月分の保険料を送付してくれたと言っている。確かに払っているはずなので、調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立期間及び平成8年3月1日以降の被保険者資格の取得日及び喪失日について、同年5月15日に届出していることが確認でき、また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は同月28日に払い出されていることが確認できることから、申立人はこのころ国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、当該時点で申立期間は時効により保険料を納付できない期間となる上、当該時点より前の期間に申立人に対する別の同手帳記号番号の払出しは確認できない。

さらに、申立人によると、申立期間である2か月分の納付金額は、2万7,400円（〔定額保険料1万3,300円＋付加保険料400円〕×2か月）であったとしているが、当該期間の保険料額は1万7,600円（〔定額保険料8,400円＋付加保険料400円〕×2か月）であり、金額が乖離している。

加えて、申立人は、平成2年にA社に入社して以後、自宅へB社会保険事務所から2か月分の未納保険料の納付を促す電話があり、申立人の母親が現金書留で保険料を納付していたと主張しているが、前述のとおり、8年5月まで国

民年金の被保険者として認識されていない申立人に対し、それ以前に同社会保険事務所から申立人に対し連絡することは考え難い上、申立人の母親によると、同社会保険事務所から連絡があった際には、保険料の未納額を聞いたのみであり、納付書は無く、現金のみを現金書留で送付して領収書は受領しなかったと主張しているところ、C年金事務所によると、国民年金被保険者から現金書留で保険料が送付されてきた場合、過年度納付書と一緒に必要な保険料額が同封されている場合には、領収書を返送していたとしているが、納付書が同封されること無く、現金のみの場合等には、送付者に連絡して返送していたものと推測されると回答しており、申立内容と一致しない。

このほか、申立人は納付に直接関与していない上、申立人の母親が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年11月、6年7月から同年9月までの期間及び7年10月から8年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年11月
② 平成6年7月から同年9月まで
③ 平成7年10月から8年4月まで

私の国民年金の加入手続は、私が20歳になった時、母親がA市B区役所で行ってくれた。会社を辞めた時に国民年金の加入手続を行い、納付書が送られてきて、手元に現金がある時には自分で保険料を納付していたが、無い時は母親に納付してもらうことや、お金を借りてまとめて納めることもあった。保険料を納付した際には領収書を受け取っていたが、災害や引越しもあり、残しておらず、証明するものは無い。

申立期間①については、会社を退職後に国民年金に加入したが、月ごとには保険料は納付しておらず、年度が替わってから納付書が届き、まとめて郵便局で支払った覚えがある。

また、申立期間②については、会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、保険料の納付は年度が替わってから納付書が来て、郵便局で納付したと思う。

さらに、申立期間③については、会社を退職後、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、毎月、郵便局で保険料を納付していた。

これらの保険料の納付場所は、申立期間①及び②のころはC郵便局で、申立期間③のころはD郵便局であったと記憶している。

申立期間①、②及び③について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録によると、平成5年4月分からは現年度納付していることが確認できる上、申立期間直後の4年12月から5年3

月までの期間について、保険料の収納年月日はすべて7年1月9日であることが確認できることから、申立人は、申立期間を含む平成4年度の未納期間について、収納年月日である平成7年1月9日にまとめて納付しようとしたものの、その時点で、申立期間①は時効により保険料を納付できなかったものとするのが自然である。

申立期間②及び③については、オンライン記録の被保険者資格の変更履歴によると、申立人は、平成10年4月22日の変更補正により当該期間を国民年金被保険者期間として調製されたことが確認できる上、9年7月から同年9月まで（当初は同年10月も納付されていたが、後に厚生年金保険被保険者期間とされ、還付されている。）の納付記録が現年度納付であることが確認できることから、当該保険料は10年4月までに納付されたものと推測できる。このため、申立人の国民年金の再加入手続は同年3月又は同年4月ごろ（日本年金機構では、補正の時期から事務作業を考慮して申請手続があったのは同年3月ごろと推測している。）に行ったものと推認でき、当該時点では、申立期間②及び③のうち、8年1月以前の期間は、時効により保険料を納付できない期間となる。

また、申立期間②については、A市の国民年金収滞納一覧表によると、平成6年4月から同年6月までの期間は、口座振替による保険料納付が確認できるのに対して、申立期間である同年7月以降の期間については、資格喪失のため保険料が賦課されていない記録が確認できる。

さらに、申立期間③のうち、平成8年2月から同年4月までの期間については、上記の事情のとおり、申立人は、基礎年金番号が導入された9年1月以降の10年3月又は同年4月ごろに国民年金の再加入手続を行ったものと推認でき、保険料の収納事務が電算処理により行われていたことから、当時における記録管理の信頼性は高いものと考えられる上、当該期間直後の8年5月及び同年6月分の保険料について、再加入手続以降に過年度納付されていることが確認できることから、当該期間は、この過年度納付を行った時点で時効により保険料を納付できなかったものとするのが自然である。

このほか、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年12月から8年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月から8年7月まで

私は、平成6年12月に会社を退職し、その後、住所はA市のまま、再就職する8年7月ごろまで、B市の実家近くにある父の経営する事業を手伝っていた。その約2年間は国民年金保険料を納付していたと記憶しており、納付については、A市の住所に送付された納付書でコンビニエンスストア等で支払っていたが、その時は、収入が安定していない中で「結構きついな」と思った印象が強く残っている。納付したはずの期間の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、平成9年1月当時に加入中であつた厚生年金保険被保険者の記号番号で付番されていることが確認でき、申立期間は未加入期間と記録されている上、申立期間当時、国民年金の加入手続を行った状況がうかがえないことから、申立期間の保険料を納付できたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、コンビニエンスストア又は郵便局で納付したと主張しているところ、申立期間当時、国民年金保険料はコンビニエンスストアで納付することができなかつたことから、申立人の主張と相違する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から59年6月まで

私は、昭和48年から平成4年まで自営業を営んでおり、確定申告を行っていた。災害の後に年金手帳を紛失してしまい、これまでに同手帳が3冊交付されたものの、古い2冊は残っていない。申立期間については、A市B区、同市C区及び同市D区と転居しているが、この間、厚生年金保険に加入していなかったため、国民年金保険料を納めていた。自宅に納付書が送付されて金融機関で納付していたと思う。定期的に保険料を納付していたのに、記録では未納となっている。よく調べて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和56年7月に払い出されたものと推認でき、A市の国民年金収滞納一覧表の記録においても、申立人は同年7月ごろに初めて強制被保険者として加入手続を行ったものと推認できることから、申立期間のうち、54年3月以前の期間については、時効により保険料を納付できない期間となる。

また、申立人は、A市B区及び同市C区在住時においても、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、同市の国民年金被保険者名簿によると、申立人に係る最初の住所欄として、「A市D区E町」の記載が確認でき、申立人の戸籍の附票から、当該住所に居住していたのが昭和54年7月から56年11月までであることが確認できることから、この間に、初めて国民年金に係る手続を行ったものと考えられる上、同名簿において、各種変更手続に係る日付、記号等はすべて同年7月以降の記載のみが確認できることから、上記の国民年金手帳記号番号の払出し時期とも一致し、申立人は、同時期以前の期間につい

て被保険者として取り扱われていなかったものと推認できる。

さらに、A市の国民年金収滞納一覧表では、申立人に関する昭和55年度以前の記録が無いことが確認できることから、申立期間のうち、昭和56年3月以前については納付書が発行されていないと考えられ、保険料を納付することができない期間となる上、56年度以降の同一一覧表によると、申立期間のうち、56年4月から59年6月までの期間については、申立人に対して納付書が発行されていたものの、保険料の納付記録を確認することはできない。

加えて、申立期間は159か月と長期にわたっている上、申立人は国民年金の加入手続、婚姻時の変更手続及び複数回にわたる転居に係る変更手続等に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立期間に係る上記とは別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの期間、42年1月から44年3月までの期間、46年1月から同年3月までの期間、47年4月から48年3月までの期間及び同年7月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から41年3月まで
② 昭和42年1月から44年3月まで
③ 昭和46年1月から同年3月まで
④ 昭和47年4月から48年3月まで
⑤ 昭和48年7月から50年3月まで

私が昭和40年4月に退職し実家に戻った際、父がA市B支所で、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。国民年金に加入した後は、父が市の集金人に保険料を納めてくれていた。41年にC市に移った後は、自宅に来た集金人や役所の窓口などで夫婦二人分の保険料を納めていた。

年金記録を確認したところ、A市での国民年金加入記録がなく、C市で納付した期間についても未納とされている期間が多数あったので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和40年4月にD市の会社を退職してA市の実家に戻った際、申立人の父親が同市役所B支所で国民年金の加入手続を行い、C市に転居するまでは、その父親がA市の集金人に申立人の国民年金保険料を納めてくれていたとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は41年6月3日にF社会保険事務所(当時)で払い出されていることが確認できるが、申立期間当時、申立人に別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

2 申立期間①から⑤までについては、申立人は、国民年金と国民健康保険の保険料を同じ集金人に納めており、自宅で集金人に保険料を収めた際は領収書を受け取っていたが、保険料の納付が遅れた時は市役所の窓口で印紙検認方式により保険料を納めていたと主張しているところ、C市によると、国民健康保険料の徴収は、昭和44年度までは徴収員による現金徴収で行われ、昭和45年4月から国民年金と国民健康保険の保険料徴収一元化が実施されたとしている上、国民年金保険料の納付方法は、昭和44年度まで国民年金手帳を使用する印紙検認印方式で行われ、45年度以降は納付書方式となったとしており、申立期間の多くは申立人の主張する納付方法と相違する。

また、申立人は申立期間に係る国民年金保険料を集金人に納付した際、領収書を受け取ったとしているところ、申立人が所持している申立期間に係る納付書等は過年度保険料の納付用のものであり、C市によると、過年度保険料を集金人が徴収することは無かったとしている上、申立人が所持している納付書・領収証書、領収書控及び領収済通知書のいずれにも領収印が無く、これらによって、申立期間の国民年金保険料の納付があったものとは考え難い。

さらに、オンライン記録、国民年金被保険者台帳並びにC市が保管する被保険者名簿及び国民年金収滞納一覧表のいずれからも、申立期間に係る保険料の納付がうかがえない上、申立人の夫についても申立期間は未納期間である。

3 申立期間は5か所と複数期間であり、いずれの行政機関においても、同一人に対して5回も納付記録が欠落するとは考え難い上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から54年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から54年9月まで

私は、昭和54年ごろにA業及びB業の修業を終え、C地方に帰ってきたが、その時まで、年金のことは全く知らなかった。同年10月ごろ、私は、D町役場（現在は、E市）から、「年金保険料が未納となっているので、このままだと将来、年金を受け取ることができない。」との連絡を受け、同役場から言われた保険料額22万円から23万円を父親から借りて、同町役場で加入手続と同時にさかのぼって保険料を納付した。ねんきん特別便が自宅に届き、加入時にまとめて納付した期間の保険料が未納となっていることに大変驚いた。しっかり調査して、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年ごろにD町役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料22万円から23万円をまとめて納付したと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は同年8月に払い出されていることが確認でき、このころに加入したものと推認できることから、当該期間の保険料を現年度納付、過年度納付及び第3回特例納付（実施時期は53年7月から55年6月まで）により納付することが可能であったが、申立人の国民年金被保険者原票及びE市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人が当該期間の保険料を納付した記録は無く、同原票及び同名簿の記載内容に不自然な点は見られない上、当該期間の保険料をさかのぼって納付した場合に必要な保険料額は37万8,960円であり、申立人の記憶する金額と乖離^{かいり}することから、申立人が当該期間の保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人に対して、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付

していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から49年3月まで

私は昭和43年10月に結婚し、A市に住まいを構えた。妻は結婚前から国民年金に加入して保険料を納付していたので、私も国民年金に加入することにした。結婚後の43年11月ごろ、市役所の窓口で国民健康保険と国民年金の加入手続を行った。

年金記録を確認したところ、昭和49年4月以降は納付済期間とされていたが、結婚後の43年10月以降が国民年金保険料を納付しているのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年10月の婚姻を契機に、同年11月ごろにA市役所で国民年金の加入手続を行い、集金人に保険料を納付したと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は49年9月27日に払い出されていることが確認でき、申立人の主張と相違する上、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を集金人に現年度納付していたとは考え難い。

また、申立人が所持する国民年金手帳は、昭和49年11月26日に発行されていることが確認できる上、A市の昭和49年度の国民年金収滞納一覧表によると、異動区分の欄に新規強制加入したことを示す「11」と表記されていることが確認できることから、同年度に新規に国民年金の加入手続が行われたものと推認できることから、この加入手続が行われた時点において、申立期間のうち大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない。

さらに、上記払出しの状況から、申立期間の一部については過年度納付が可

能であるが、申立人は国民年金保険料を集金人に納付したと主張しているところ、A市によると、同市の集金人は過年度保険料を徴収することは無かったとしている。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年2月まで

私は、65歳になった平成17年に国民年金の記録を照会したところ、年金記録がおかしいことが分かった。

当時は、証拠資料が無かったのであきらめたが、国民年金の加入手続及び保険料納付は、昭和46年度から私が夫の分も含めて夫婦一緒に行っており、加入手続及び保険料納付を行った私自身が未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年に夫婦一緒に国民年金の加入手続を行ったとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の夫より5年程遅れて51年3月ごろに払い出されていることが確認できることから、申立人が主張する加入手続の時期と相違する上、それ以前に、申立人に対して別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を夫婦一緒に納付したとしているが、上記国民年金手帳記号番号の払出しの時点において、申立期間のうち昭和48年12月以前の国民年金保険料は時効により納付できない上、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間は未納となっていることが確認でき、国民年金被保険者台帳の記録と一致する。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関する具体的な記憶は無い上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年3月まで

私は、昭和37年ごろにA市の事業所で住み込みで働いていたが、その事業所に来た国民年金の集金人に加入することを勧められ、社長夫婦にも勧められたので、その必要性を感じ国民年金に加入した。最初は36年4月までさかのぼって未納分を1,000円ぐらい納め、その後は同じ集金人に保険料を納めるようになったが、44年に自宅を持ち転居して以降は別の集金人に保険料を納めていた。

ねんきん特別便で記録を確認したところ、昭和36年4月から44年3月までの期間が未納とされていることが分かった。当時の領収書といった証拠となるものは無いが、私は、当時から国民年金保険料は納付しないといけないという意識があって保険料を納付していたのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年ごろに国民年金の加入手続を行い、36年4月にさかのぼり1,000円ぐらいの国民年金保険料を納付し、その後は、集金人に保険料を納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は44年3月から同年7月ごろの間に払い出されたものと推認でき、申立人の主張する時期と相違する上、それ以前に上記とは別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間は未納であることが確認できる上、国民年金被保険者台帳の記録と一致する。

さらに、申立人は、昭和37年ごろに、住み込みで勤務していた事業所の事業主夫婦に国民年金に加入するよう勧められたと主張しているが、オンライン

記録によると、同事業主夫婦は 37 年当時、国民年金保険料を納付していないことが確認できる上、既に死亡していることから、当時の状況が確認できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、私の兄が勤務していたA社の社長の紹介で、平成9年8月にB社に正社員として就職し、同社のC店及びD店で勤務した。給与は銀行振込で、給与明細書には、各種保険料控除の記載があったことを記憶しているが、同社に係る厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社は、「申立人が一緒に入社したと記憶している元同僚の入社日は、平成9年8月25日である。」と回答していること、及び同社から提供を受けた申立人に係る賃金台帳に「H9. 11. 9退職」と記載されていることから、申立人が、同年8月25日から同年11月9日までの間、同社に在籍していたことは推認できる。

しかし、申立人に係る賃金台帳によると、B社は、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していないことが確認できる。

また、B社は、「当社は、試用期間（臨時雇用）3か月を経過した後に正社員として採用している。社会保険に加入するのは、正社員となってからであるので、入社と同時に社会保険には加入させていない。」と回答している。

さらに、B社の従業員3人（うち、元従業員2人を含む。）に聴取したところ、3人全員が、「試用期間があった。」と回答している上、3人のうち1人は、「試用期間中は、厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 1 日から 49 年 8 月 12 日まで

私は、昭和 47 年 8 月から、A 社で B 業務等に従事していたが、出産のため 49 年 8 月に同社を退職した。

退職する際、人事の担当者から「今後、働く意思があるなら脱退手当金を受給せず、このままにしておく方が良い。」とアドバイスされ、当時、私は、育児が落ち着いたら再び働こうと思っていたので、脱退手当金を受給しなかった。

ところが、社会保険事務所（当時）で確認したところ、脱退手当金が支給された記録となっていたので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書に申立人の署名・押印があり、脱退手当金の請求が行われたことが確認できる。

また、申立期間に係る脱退手当金裁定伺には「小切手交付済 49. 10. 12」の押印がある上、申立人の当時の住所地の最寄りの金融機関で現金を受領した旨の記載が確認できる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、当該期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 49 年 10 月 12 日に支給決定されている上、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月8日から40年12月31日まで

私は、昭和37年1月ごろから41年8月ごろまでの間、A社（現在は、B社）のC職として勤務したが、正職員として勤務していたと認識している37年1月から40年12月までの期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、A社に勤務していた。」と主張しているところ、申立人が所持する写真及び申立人が記憶する元同僚の証言により、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、「申立期間当時の資料が残っていないため当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を有する元従業員34人を把握し、聞き取りを行ったところ、そのうちの12人からは、「申立人と同様にA社に勤務していた。」旨の証言が得られ、そのうちの二人からは、「申立人を記憶している。」旨の証言は得られたものの、「勤務期間は分からない。」と証言している上、残る10人は、「申立人を記憶していない。」と証言している。

さらに、申立人がD職として記憶する元同僚は、「申立人がA社に2年ぐらい勤務していたことは記憶しているが、具体的な勤務期間は覚えていない。ただ、申立人は、パート勤務であったと思う。パート勤務であれば、厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と証言している。

加えて、上記の被保険者名簿によると、申立期間に被保険者資格を取得して

いる者の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から33年6月1日まで
年金問題がマスコミで取り上げられていたので、自分の年金記録を照会したところ、A社B店で勤務していた期間について脱退手当金を受給していることになっていた。

しかし、私は、当時、脱退手当金の制度を知らず、会社からの説明も無く、脱退手当金について、請求手続を行ったことや受給した記憶も無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間当時（昭和31年6月から35年6月までの期間）に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、かつ脱退手当金の受給資格があった女性従業員26人（申立人を除く。）のうち17人に脱退手当金を受給した記録がある上、17人全員が厚生年金保険被保険者資格喪失日から9か月以内（うち11人は3か月以内）に脱退手当金を受給していることが確認できる。

また、元同僚の一人は、「退職時に人事課から脱退手当金についての説明を受け、受給することを希望した。受給手続についての記憶は無いが、後日、社会保険事務所（当時）から送られてきた定額小為替を郵便局に持って行った。」と証言している。

以上のことを踏まえると、A社B店では、退職者に係る脱退手当金について代理請求を行っていた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和33年8月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 1 日から平成 3 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 63 年 4 月に A 社（社名変更後は、B 社）に入社したが、同社の雇用条件と給与明細書により、厚生年金保険に加入していたことを確認している。

その後、A 社は、B 社と C 社を派生し、私は、これら 3 社の業務に携わった。

それにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無いのは、社名の変更や子会社を派生したことが一因ではないかと思う。

第3 委員会の判断の理由

A 社及び B 社の元代表取締役の証言から、正確な時期は不明であるものの、申立人が、申立期間当時、同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 社及び B 社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できず、類似する名称の事業所や C 社についても適用事業所であったことは確認できない。

また、上記の元代表取締役は、「厚生年金保険の適用事業所になっていなかったため、申立人については、厚生年金保険被保険者資格取得手続を行っておらず、給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、A 社及び B 社における上記の元代表取締役に係る厚生年金保険被保険者記録は見当たらない上、申立人が提出した当時の折込広告に掲載されている元同僚の氏名に係る厚生年金保険加入記録も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料は無く、ほかに申立人の給与から

厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月2日から26年9月1日まで
② 昭和31年5月21日から33年12月20日まで
③ 昭和33年12月21日から35年4月5日まで

私は、昭和24年4月2日から26年9月1日までの間はA社に、31年5月21日から33年12月20日までの間はB社に、同年12月21日から35年4月5日までの間はC事業所に勤務していたが、私の年金記録によると、その間の厚生年金保険被保険者期間について同年6月24日に脱退手当金が支給されたとされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については支給額に計算上の誤りは無く、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)からD社会保険出張所(当時)へ回答していたことが記録されているほか、厚生年金保険脱退手当金支給報告書においても、昭和35年6月2日付けで脱退手当金の裁定請求が行われ、同月24日付けで支給決定が行われていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同事業所において、申立人が退職した時期と同時期の昭和34年から36年までの間に厚生年金保険被保険者資格を喪失した女性の従業員で脱退手当金の受給資格を有していた者は申立人を含め46人いるが、そのうち申立人を含む24人が同事業所を退職後に脱退手当金を受給した記録となっている上、さらに、そのうち16人が厚生年金保険被保険者資格喪失日から半年以内に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できることから、事業主による代理請求が行わ

れていた可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立人は、通算年金制度創設前に退職しており、昭和 39 年 3 月 27 日から国民年金の強制被保険者となり、同年 4 月以降の期間に係る国民年金保険料を納付するまでの間は、いずれの年金制度にも加入していない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年1月15日から22年7月15日まで
② 昭和24年9月20日から28年11月1日まで

昭和21年1月から32年3月まで、A事業所でB職として途中退職することなく継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「C社を退職した昭和21年1月からA事業所でB職として継続して勤務した。」と主張しているところ、申立人が保管する「B職現状届書」(昭和55年12月31日現在)によると、申立人の同事業所における在職期間は23年10月1日から32年3月25日と記載されている上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(以下「旧台帳」という。)によると、申立期間①及び②の間である22年7月15日から24年9月20日までの期間について、申立人は、C社に係る厚生年金保険の被保険者であることが確認できるなど、申立人の主張と一致しない。

また、A事業所の元従業員の証言から、申立人は、同事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和28年11月1日以前から、同事業所において勤務していたことは推認できるものの、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人の被保険者資格取得日と同日の28年11月1日であり、申立期間①及び②は、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

さらに、A事業所は、「申立人に係る資料を探したものの、当事業所が保管している一番古い名簿は昭和47年4月に更新されたものであり、当該名簿には申立人の氏名はなく、申立人の勤務実態及び社会保険の加入状況については

不明である。」と回答している上、申立期間当時の同事業所の事業主及び社会保険事務担当者はいずれも既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

一方、申立期間①については、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は同社において昭和20年4月3日に資格取得し、21年1月25日に資格喪失後、22年7月25日に再度、同資格を取得しており、申立期間①に係る被保険者記録が無いところ、当該記録は、オンライン記録及び申立人に係る旧台帳の記録と一致しており、記録に不自然な点は見当たらない上、2回目に資格取得した際の被保険者記号番号は、1回目の同記号番号とは別番号である。

また、申立人に係る旧台帳には、申立人のC社における資格喪失日（昭和21年1月25日）の喪失原因欄に、「事業縮小」の押印が確認できるところ、申立人自身も、「事業所から退職勧奨を受けたような記憶がある。」と供述している上、申立人と同様、20年4月にC社で資格取得した20人（申立人を含む。）全員が、申立人と同じ21年1月25日に資格喪失していることが確認できることから、申立人が同日に同社をいったん退職していることがうかがえる。

なお、当該20人のうち申立人を除く19人は、既に死亡又は連絡先不明のため、当時の状況を確認することができない。

申立期間②について、申立人と同様、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和28年11月1日）と同日に、同事業所において被保険者資格を取得した者は56人確認でき、このうち連絡先の判明した10人に照会したところ、7人から回答があり、このうちの一人は、「27年7月に同事業所に就職した時に健康保険証はなく、しばらくしてから健康保険証をもらった。」と証言しており、別の二人は、「社会保険に加入する前には保険料は控除されていなかったと思う。」と証言している

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から20年6月中旬まで

私は、A学校の3年生となった昭和19年4月1日から、軍に入隊する前の20年6月中旬まで、B市にあったC社でD業務を行う部署で働いていた。

給料が支給されていたので、その勤務期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和19年4月1日から、軍に入隊する前の20年6月中旬まで、B市にあったC社でD業務を行う部署で勤務していた。」と主張している。

しかし、C社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人は昭和19年8月16日に健康保険の被保険者資格を取得し、20年9月19日に同資格を喪失していることが確認できるものの、労働者年金保険の記号番号が記載されていないことが確認できる。

なお、当該被保険者名簿の申立人の備考欄に「学徒」との記載が確認できることから、申立人が当該期間において、勤労働員学徒として勤務していたことが認められる。

また、C社に係る被保険者名簿において、申立人と同日に、勤労働員学徒として被保険者資格を取得している者が申立人を含め15人確認できるところ、当該15人全員が、健康保険番号は記載されているものの、労働者年金保険の記号番号は記載されていないことが確認できる上、そのうち、オンライン記録が確認できた8人は、いずれも同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

さらに、C社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、上記の15人のうち、連絡先の判明した二人に照会したところ、回答のあった一人は、「勤労働員学徒だったので、私も厚生年金保険の加入記録は無い。」と供

述している。

なお、学徒の勤労働員が通年化された後の昭和 19 年 5 月には、勤労働員学徒は、労働者年金保険の被保険者には該当しない旨が労働者年金法施行令（昭和 16 年勅令第 1250 号）第 10 条第 3 号及び厚生省告示第 50 号（昭和 19 年 5 月 29 日）により、明文化されている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年4月から19年3月20日まで
② 昭和22年9月から23年6月1日まで

昭和18年3月に旧制中学校卒業後、すぐにA社に就職し、19年10月に軍に入隊するため退社したが、復員後の22年9月から同社に再入社した。

平成21年に年金の裁定請求を申し出た際に、申立期間①及び②の年金記録が確認できないと言われた。何の資料も持っていないが、B事業所に奉職する際の履歴書がある。この履歴書どおりなので年金記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「昭和18年4月に採用され、19年10月31日まで継続して勤務した。」と主張しているところ、元同僚の二人は、「申立人は、18年4月から勤務していた。」と証言していることから、申立人が申立期間①において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、既に廃業しており、商業登記簿謄本により確認できる元役員はいずれも連絡先不明である上、元同僚の証言により把握できた申立期間当時の事務担当者であったと思われる元従業員二人のうち、一人は被保険者名簿に記録がなく、残りの一人は連絡先不明のため、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

また、上記の申立人を記憶している元同僚二人から聴取しても、申立人の申立期間①当時の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除に関する証言を得ることができない。

申立期間②について、申立人は、「復員後の昭和22年9月から同社に再入

社し、24年7月30日まで継続して勤務した。」と主張しているところ、申立人が保管する「退職金計算表」(A社の社名入り便せんにより作成)によると、申立人の入社年月日は22年9月7日、退職日は24年7月30日と記載されていることから、申立人が申立期間②において、A社に勤務していたことは推認できる。

また、当該事業所は、既に廃業しており、商業登記簿謄本により確認できる元役員はいずれも連絡先不明である上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により被保険者記録の確認できる元従業員のうち、連絡先の判明した5人に照会したところ、3人から回答が得られたが、そのうちの二人は申立人を記憶しておらず、残りの一人は、「申立人は先輩だったと思う。」と供述しているものの、厚生年金保険の加入状況及び保険料控除に関する証言を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 2248 (事案 31 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年4月1日まで

私は、昭和19年10月から21年8月ごろまでA社のB丸にC職見習として乗船していた。同乗していた船員は20人弱であり、そのうちの二人の氏名を記憶している。また、船員保険制度は15年から存在していたのに、私の船員保険記録が20年4月1日からなのは納得できない。

調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が一緒に乗船していたとしている申立人の兄及び同僚についても、申立期間に係る船員保険被保険者記録は確認できないこと、ii) 船舶所有者であるD社は既に適用事業所でなくなっているため、当時の資料を確認することができないこと、iii) 申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認できる給与明細書等の資料は無いことを理由として、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成20年3月25日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、船員保険制度の施行時期（昭和15年）及びB丸の乗組員数を主張して、再申立てを行っている。

しかしながら、i) B丸に係る船員保険被保険者名簿において、氏名の記載があり、かつ、所在が確認できた一人に申立人の船員保険の加入状況について照会し、回答があったものの、申立人が申立期間において船員保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られないこと、ii) 当時のB丸の乗組員数について、申立人は20人弱、上記元乗組員は24人としているところ、上記の被保険者名簿において、氏名の記載がある者は12人であり、申立人、申立人

の兄及び申立人が記憶している元同僚の氏名の記載は確認できないことから、申立期間当時、当該事業所では、必ずしも乗船者のすべてについて船員保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、船員保険法が施行されたのは、昭和 15 年 6 月 1 日であるものの、申立人、申立人の兄及び申立人が記憶している元同僚が船員保険の被保険者資格を取得した 20 年 4 月 1 日は、改正された同法の施行日であることから、申立人は、同法改正により船員保険の被保険者の適用範囲が拡大したことをきっかけとして、事業主が船員保険の被保険者資格の取得手続を行った可能性がうかがえる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、今回の申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 32 年 9 月 6 日まで
平成 20 年ごろ、社会保険事務所（当時）で、年金記録を確認した際に脱退手当金を受給したことになることを初めて知ったが、もらった記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和32年12月16日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人の、A社における厚生年金保険被保険者資格取得日である昭和29年4月1日より約3年前までの期間（昭和26年1月1日から29年4月1日までの期間）に同資格を取得し、申立人が同資格を喪失した昭和32年9月6日前後の約3年間に同事業所を退職した従業員で、脱退手当金の受給要件を満たし、かつ、生存及び住所の確認ができる20人（申立人を含む。）のうち、19人が脱退手当金を受給しており、19人全員が資格喪失日からおよそ6か月以内に受給していることが確認できる上、当該19人に照会したところ、回答があった11人のうち6人は「脱退手当金の手続は会社がした。」と回答していることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の脱退手当金は通算年金制度創設前に支給決定されており、申立期間の事業所を退職後、昭和39年1月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえ無い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月 6 日から 42 年 10 月 20 日まで

私は、A市の商店街にあったB社C店に勤務し、社長は「D」であった。給料から厚生年金保険料が引かれていたことは覚えており、病院にかかるときに医療費の1割を払っていた。同社に勤務していた時の厚生年金保険被保険者記録が無いので調査して明確にしていきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の勤務状況について詳細に記憶していること、申立人が記憶する元従業員の氏名が、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できること、及び同社の元従業員一人が、「申立人の名前を聞いたことがあるような気がする。」と証言していることなどから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 41 年 8 月 23 日であり、申立期間のうち、40 年 9 月 6 日から 41 年 8 月 22 日までの期間については、同社が適用事業所となる前の期間である。

また、B社は、既に適用事業所ではなくなっており、同社の元事業主及び元事務長も既に死亡しているため、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない上、申立期間当時に事務を担当していたとする元従業員は、「社会保険に加入していない人もいたと思う。」と証言しており、申立人が記憶する元従業員のうち3人についても、同社に係る被保険者記録が無い。

一方、申立人は、「C店に入社した当時、社長は女性だったが、途中で交代した。」と主張しているところ、元従業員によると、「私は、昭和 38 年から 40 年ころまでの期間、及び 41 年 3 月から 42 年 3 月までの期間の 2 回、C店

で働いたが、2回目に勤務していたときに、会社名がB社になった。」と証言している上、B社に係る商業登記簿謄本によると、同社は41年4月23日にE市からC店の所在地であるA市に本店を移転し、同社の代表取締役は、申立人が記憶する事業主の氏名と一致することが確認できることから、C店の経営者が、申立期間の途中で交代したことがうかがえるところ、オンライン記録によると、C店が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、申立人は、C店の社長であったとする女性の名前を記憶しておらず、当時の状況を確認することができない。

また、上記の元従業員は、「私がC店に1回目に勤務していた昭和38年から40年ごろは社会保険は無く、2回目勤務の41年3月から勤務して半年くらいしてから社会保険に加入した。加入していない時には保険料の控除は無かった。」と証言している。

さらに、申立人は、「申立期間当時、A病院で夜間診療を受けた。」と主張しており、同病院は、「当時、夜間診療があったと思われる。」と回答しているものの、申立人は「当時、医療費の本人負担は1割だった。」と主張しているところ、政府管掌健康保険において、本人の自己負担が1割となったのは、59年10月からであり、申立期間当時は、初診の際に100円以内（ただし42年9月以降は200円）であったことから、申立人の記憶と一致しない。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月10日から28年7月16日まで

私は、昭和27年3月にA社に入社したが、入社当初の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和27年3月10日からA社に勤務していた。」と主張しているところ、同社の元従業員の証言により、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元役員等から回答を得ることができず、当時の保険料控除等について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を有する元従業員6人を把握し聞き取りを行ったところ、そのうちの一人は申立人を記憶しておらず、残る5人からは申立人を記憶している旨の証言は得られたものの、申立人の勤務期間を特定する証言は得られない。

さらに、上記の元従業員5人のうちの1人は、「私は昭和25年4月に入社したが、私の厚生年金保険の記録は26年1月15日からとなっている。その当時は入社してすぐ正社員ということではなく、徒弟制度のような下働きをしながら先輩から仕事を学ぶ期間があり、臨時社員だったのだと思う。」と証言している上、オンライン記録によると、申立人を記憶していると証言する他の4人も、それぞれが記憶する入社日より、2か月から2年ぐらい遅れて被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらのことから判断すると、A社は、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、相当期間経過後に加入させていたと考えられる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から 39 年 1 月 1 日まで
② 昭和 41 年 12 月 26 日から 45 年 2 月まで
③ 昭和 46 年 1 月 21 日から 47 年 2 月 1 日まで
④ 昭和 49 年 9 月 26 日から 50 年 12 月まで

私は、昭和 38 年 4 月から 45 年 2 月まではA社に、同年 3 月から 50 年 12 月まではB社に勤めていたので、申立期間すべてを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、「昭和 38 年 4 月から 45 年 2 月までA社で勤務していた。」と主張しているところ、元従業員二人が「同社が株式会社になった時（商業登記簿によると、同社が法人登記されたのは 42 年 10 月）、申立人は勤務していた。」、「申立人は 45 年 2 月まで勤務していた。」とそれぞれ証言していることから、同社における申立人の勤務期間は特定できないものの、申立期間②のころ、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、申立人が同社において、被保険者資格を取得した日と同日の昭和 39 年 1 月 1 日であり、申立期間①は同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

また、申立期間①及び②において、給料計算や社会保険の手続等の事務を担当していたとされる元事業主は既に死亡しているため、申立人の当該期間当時の厚生年金保険の加入及び保険料控除の状況を確認することができない。

さらに、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届によると、申立人の資格喪失日は昭和 41 年 12 月 26 日であることが確認でき、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)

及びオンライン記録と一致する上、当該被保険者名簿によると、申立人は健康保険証を返納していることが確認できる。

加えて、上記の元従業員のうちの一人は、「私はA社に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無い期間がある。」と証言しており、同社では、従業員のすべての勤務期間について厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

- 2 申立期間③及び④について、申立人は、「昭和45年3月から50年12月までB社で勤務していた。」と主張しているところ、当該期間に被保険者資格を有する元従業員二人の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人が当該期間ごろに同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、元従業員のうちの一人は、「申立人は、申立人の弟と一緒に退職した。」と証言しているところ、B社に係る被保険者名簿によると、申立人の弟の同社における被保険者資格の喪失日は、申立人と同じ昭和49年9月26日であることが確認できる。

また、雇用保険の記録によると、申立人は昭和49年7月1日から同年9月25日までB社に係る被保険者資格は確認できるものの、申立期間③及び④において被保険者であったことは確認できない。

さらに、元従業員の一人は、「申立人は、B社に在籍していたものの、途中からは、会社の設備を使って、歩合制の仕事をしていた。」と証言している上、申立期間③及び④当時の事務担当者は、「当時のことは覚えていないが、厚生年金保険の記録が無いなら、一度退職したのだと思う。申立人が一度辞めて戻ってきたような記憶もある。健康保険証を返した記録になっているなら、厚生年金保険料を給料から控除するはずはない。」と証言している。

加えて、B社に係る被保険者名簿によると、申立人は、申立期間③の始期である昭和46年1月21日に被保険者資格を喪失後、健康保険証を返納しており、再度、47年2月1日に同資格を取得し、49年9月26日に同資格を喪失後も、健康保険証を返納していることが確認できる。

- 3 このほか、申立人が、申立期間①から④までの期間において厚生年金保険に加入していた可能性のある事業所として、名称を挙げた事業所(5事業所)のうち、適用事業所であったことが確認できた2事業所に係る被保険者名簿を確認しても申立人の氏名(当時、使用していたと考えられる通称名を含む。)は見当たらない上、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。